

運転免許行政処分事務取扱規程

(最終改正：令和5年6月30日 和歌山県警察本部訓令第21号)

(概要)

この規程は、運転免許試験の適正な管理及び運転免許事務の迅速な処理について、必要な事項を定めたものです。